

深谷市指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、深谷市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市の指定管理者制度に関して必要と認める事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者の中から必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定管理者制度について識見を有する者

(2) 本市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該委嘱又は任命に係る指定管理者が指定されたときまでとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ市長が指

名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長又は深谷市教育委員会教育長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部公共施設改革推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。